

### 本号で公布された 法令のあらまし

著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第 三三八号）×文部科学省）

1 国外頒布目的商業用レコードの輸入等を著作権等の侵害とみなす期間を定めることとした。（第六六条及び附則第二項関係）

2 この政令は、平成十七年一月一日から施行することとした。（附則第一項関係）

地域保健法施行令の一部を改正する政令（政令第 三三九号）×厚生労働省）

1 地域保健法施行令第四条第一項の規定にかかわらず、地域保健法第五条第一項に規定する地方公共団体の長が医師をもって保健所の所長に充てることが著しく困難であると認めるときは、二年以内の期間を限り、次に掲げる事項のいずれにも該当する医師でない技術吏員をもって保健所の所長に充てることができることとした。ただし、やむを得ない理由があるときは、一回に限り、二年を超えない範囲で当該期間を延長することができることとした。（第四条関係）

(一) 厚生労働大臣が、公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有すると認めたる者

(二) 五年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者

(三) 厚生労働省組織令第一三五条に規定する国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経たる者

2 1の場合においては、当該保健所に医師を置くこととした。（第五条関係）

3 この政令は、平成十六年一月四日から施行することとした。

日本国及び大韓民国の両国において就労する者に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令（政令第 三四〇号）×厚生労働省）

一 国民年金法関係

1 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）の規定により国民年金の被保険者としていないこととされる配偶者又は子として、出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表の家族滞在の在留資格を持って在留する者等を定めることとした。（第一条関係）

2 法の規定により国民年金の被保険者としていないこととされる者に係る国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失について必要な事項を定めることとした。（第二条関係）

二 厚生年金保険法関係

法の規定により厚生年金保険の被保険者としていないこととされる者に係る厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失について必要な事項を定めることとした。（第三条関係）

三 この政令は、法の施行の日から施行することとした。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第一〇三号）の施行期日は、平成十六年二月一日とすることとした。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第一〇三号）の施行期日は、平成十六年二月一日とすることとした。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第一〇三号）の施行期日は、平成十六年二月一日とすることとした。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第一〇三号）の施行期日は、平成十六年二月一日とすることとした。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第一〇三号）の施行期日は、平成十六年二月一日とすることとした。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第一〇三号）の施行期日は、平成十六年二月一日とすることとした。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第一〇三号）の施行期日は、平成十六年二月一日とすることとした。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第一〇三号）の施行期日は、平成十六年二月一日とすることとした。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第一〇三号）の施行期日は、平成十六年二月一日とすることとした。

1 の中小企業の事業主は、その常時雇用する労働者の数が三〇〇人以下であるものとすることとした。（第一条関係）

2 所得税法施行令及び法人税法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条及び第三条関係）

3 この政令は、平成十六年二月一日から施行することとした。ただし、1及び2については平成十八年四月一日から施行することとした。

## 政 令

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年十一月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百三十八号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（第百十三条第五項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 手数料の納付を要しない独立行政法人（第六十五条）」を「第九章 手数料の納付を要しない独立行政法人（第六十五条）第十條 国外頒布目的商業用レコードの輸入等を著作権等の侵害とみなす期間（第六十六条）」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第十章 国外頒布目的商業用レコードの輸入等を著作権等の侵害とみなす期間

第六十六条 法第百十三条第五項ただし書の政令で定める期間は、四年とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十七年一月一日から施行する。

(国外頒布目的商業用レコードの輸入等を著作権等の侵害とみなす期間に関する経過措置)

2 著作権法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十二号）附則第三条の規定により読み替えて適用される同法による改正後の著作権法第百十三条第五項ただし書の政令で定める期間は、四年とする。

文部科学大臣 中山 成彬  
内閣総理大臣 小泉純一郎